

(様式第K22号)

処理コード
3215   04

新制度(R04)

### 新農業者年金 特例付加年金裁定請求書

昭和32年4月2日  
以降生まれの者用

00	(1) 農業者年金被保険者証の記号番号	記号	番号	
	(2) 農業者老齢年金証書の記号番号	4	記号	番号
	(3) (フリガナ) 氏名			
	(4) 生年月日	2	昭和 年 月 日	(5) 性別 男 1 女 2
10 ・ 12	(6) 住所	★ 住所地の市区町村符号 (フリガナ)		
		郵便番号		
00	(7) 請求年月日 (JA受付年月日)	4	令和 年 月 日	(8) 1 65歳未満での支給繰上げの請求である。 2 65歳以上での支給の請求である。
20	(9) 年金の振込を希望する金融機関(注)	口座番号	※ 金融機関共同コード	口座番号
		金融機関名	(フリガナ)	
(10) 口座番号等確認欄 (どちらかにチェックしてください) ・ご自身が通帳等の写しを添付しました <input type="checkbox"/> ・金融機関担当者において確認しました <input type="checkbox"/>				
00	× 基金記入欄	A 申告書表示	区分 0	配偶 0
40		B	C	扶養 0
30	(11) 農業を営む者でなくなったことの届出後、農業を営む法人の構成員であった。	1 構成員であった 2 構成員でなかった	(12) 農業を営む法人の常時従事者たる構成員でなくなった日	3・4
平成・令和 年 月 日				

(注) 郵便局での振込を希望する場合は、金融機関名欄に「ゆうちょ銀行」と「振込用の店舗番号(3桁の数字)」を記入し、口座番号欄には「振込用の口座番号」を記入してください。

(13) 特例付加年金を請求する場合は、必ず下欄「注意事項」をご確認のうえ、「確認書」に、ご自身でチェックしてください。

#### 特例付加年金の請求をする方への注意事項

- 特例付加年金の年金額は、**裁定請求書を最初にJAが受け付けた日の属する月の末日における年金原資の額をその時の年齢に応じた年金現価率で除した額となり、請求のあった日の属する月の翌月分から支給されます。**  
このため、請求日によって年金原資の額と年金現価率が異なり、年金額に差が生じることがあります(誕生日の前日から誕生日の末日まで(1日が誕生日の方は前月の末日)に請求を行えば、誕生日後の年齢に対応した年金額で12ヶ月分を受給できます。)。また、**特例付加年金については、死亡一時金はありません。**
- 年金を将来にわたり確実に支払うために、裁定後は貴方の年金原資を全額債券運用とするなど運用方法を変更します。  
このため、一度裁定された年金については、どのような事情があっても裁定をやり直すことはできません。

#### 特例付加年金を請求する場合の確認書

私は、上記の「特例付加年金の請求をする方への注意事項」について承知のうえ、特例付加年金の支給を請求します。

(請求者ご自身で必ずチェック☑してください。)

(14) ★ 審査確認欄

<p>この裁定請求書の記載及び確認内容は、事実と相違ないことを確認しました。</p> <p>また、請求者は、経営継承に必要な農地等及び特定農業用施設等を保有していないことを確認しました(自留地を除く)。</p> <p>令和 年 月 日</p>	<p>★ 諸名義関係チェック欄(該当に○印) 経営移譲管理カードより転記(一致)すること。</p>			
	該当諸名義	変更済	変更予定	名義なし
	農業共済の加入名義			
	経営所得安定対策等 交付金の申請名義			
	農業所得納税 申告名義			

★ 農業委員会において、審査確認年月日を記入してください。

後継者への経営継承の場合は3つの諸名義チェック欄すべてに○印を付けてください。

第三者への経営継承の場合は農業共済の加入名義及び経営所得安定対策等交付金の申請名義のチェック欄に○印を付けてください。

名義を持たないものは、「名義なし」欄に○を付けてください。

(15) 本人確認欄	<p>特例付加年金を受給するための事前指導を受け、かつ特例付加年金の受給要件及び受給後の支給停止等の内容を理解した上で、上記のとおり請求します。</p>
	<input type="checkbox"/> (請求者ご自身で必ずチェック☑してください。)

※ JA記入欄	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="4">農林漁業団体統一コード</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>都道府県</th> <th>団体コード</th> <th>支所コード</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>TEL                    -                    -</p> <p>特例付加年金を継続して受給するための手続き及び支給停止事由等の重要事項の説明 <input style="width: 30px; height: 20px;" type="checkbox"/></p>	農林漁業団体統一コード				種別	都道府県	団体コード	支所コード					※ 受付印
農林漁業団体統一コード														
種別	都道府県	団体コード	支所コード											

★ 農業委員会記入・確認欄	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">農業委員会の住所地符号</th> </tr> <tr> <th>都道府県</th> <th>市区町村コード</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>TEL                    -                    -</p> <p>特例付加年金を継続して受給するための手続き及び支給停止事由等の重要事項の説明 <input style="width: 30px; height: 20px;" type="checkbox"/></p>	農業委員会の住所地符号		都道府県	市区町村コード			★ 受付印
農業委員会の住所地符号								
都道府県	市区町村コード							

× 基金記入欄		× 受付印
---------	--	-------

### 新農業者年金 特例付加年金裁定請求書 記入方法

記入にあたっては必要事項を必ず記入してください。また、楷書で正確に記入してください。

- ◎ 特例付加年金を受給する場合は、必ず「特例付加年金を請求する方への注意事項」をお読みになり、ご承知のうえ、(13)の確認書及び(15)の確認欄にチェックを入れたうえで裁定請求してください。

年金額は裁定請求書を最初にJAが受付けた日(裁定請求書の(7)の請求年月日)の属する月の末日の年金原資と裁定請求日の年齢の年金現価率で計算します。

#### 《記入方法》

欄	記入方法	記入例
(1)	農業者年金被保険者証の記号番号を記入してください。	
(2)	農業者老齢年金証書の記号番号を記入してください。 (新制度の農業者老齢年金の既受給者のみ)	
(3)	・ 氏名・フリガナを記名してください。	
(4)	生年月日を記入してください。 (年月日が1桁のときは、前に0を補い記入してください。)	2 昭和 年 月 日 3 2 0 8 2 5
(5)	該当する性別の番号を○で囲んでください。	男性の場合 男 ○1 女 2
(6)	請求者の住所を郵便番号、都道府県、郡・市区町村、番地まで、もれなく正確に記入してください。(フリガナも同様)	
(7)	この請求書をJAに初めて提出した日を記入してください。 (年月日が1桁のときは、前に0を補い記入してください。)	4 令和 年 月 日 0 4 0 8 2 6
(8)	繰上げ請求する場合は1に○印を、65歳以降のご自身が望む年齢での請求は2に○印を付けてください。	
(9)	・ 年金の振込を希望する金融機関を記入してください。	
(10)	・ 「JA・銀行等の名称」、「本・支店(所)名」、「口座番号」を記入し、その確認行為として、請求者ご自身において指定口座の通帳の写し(口座番号等が記載されている箇所)の添付、または金融機関担当者において窓口での確認の、いずれかにチェックをしてください。	
(11)	該当する番号を○で囲んでください(「1 構成員であった」に○の場合は、下記(12)を参照)。	
(12)	(11)で1に○の場合は、農業を営む法人の常時従事者たる構成員でなくなった日を記入するとともに、「農業を営む法人構成員・事業主体構成員でなくなったことの証明書」を添付してください。	
(13)	確認欄に、ご自身でチェック☑を記入してください。	
(15)		

#### ※印欄は、JAの記入欄

(9)	金融機関共同コードを記入してください。	団体4桁、支店(所)3桁
(10)	金融機関がJAの場合、請求者の氏名、普通預金の口座番号が正しく記入されていることを確認し、担当者がチェックをしてください。	
JA記入欄	請求書を受付したJAの農林漁業団体統一コードを記入してください。	種別1桁、府県2桁、団体3桁、支所3桁

#### ★印欄は、農業委員会の記入欄

★	請求者の住所地の市区町村コードを記入してください。	都道府県2桁、市区町村3桁
(14)	請求者の申立て及び請求書の内容を確認できた場合は、確認した年月日を記入してください。 諸名義関係チェック欄に、経営移譲管理カード等により該当箇所に○印を付けてください。	
農業委員会記入・確認欄	請求書を受付した農業委員会の所在地の市区町村コードを記入してください。	都道府県2桁、市区町村3桁

〔この請求書に添えて提出しなければならない書類〕

農業者年金被保険者証(農業者老齢年金の受給権者以外の方に限る。) → 基金へ送付する必要はありません。

(様式第K22号)  
処理コード  
3215 04

### 新農業者年金 特例付加年金裁定請求書

新制度(R04)

昭和32年4月2日  
以降生まれの者用

新制度の農業者年金被  
保険者証の記号番号を  
正確に記入してください。

既に新制度の農業者老  
齢年金を受給している場  
合は、農業者老齢年金  
証書の記号番号を記入  
してください。

請求者の氏名を楷書で  
正確に記入してください。

請求年月日はJAに提出  
した年月日を記入して  
ください。請求年月日が1  
桁の場合は前に「0」を  
補ってください。

どちらの場合におい  
ても、(13)欄、(15)欄に  
チェックをしてください。

口座番号が7桁未満の  
場合は前に「0」を補い7  
桁にしてください。

口座番号等の確認方  
法について、どのように実  
施したか、どちらかに  
チェックをしてください。

(11)欄で「1」に該当し  
た場合は農業を営む法人  
の常時従事者たる構成員  
でなくなった日を記入  
するとともに「農業を営む  
法人構成員・事業主体構  
成員でなくなったことの  
証明書」を添付してくだ  
さい。

「特例付加年金を請求す  
る方への注意事項」をよく  
読んで、必ずご自身で  
チェックしてください。

生年月日で年月日が1  
桁の場合は、前に「0」を  
補い、6桁として記入し  
てください。

(★農業委員会が記入します。)  
請求者の住所の市区  
町村コードを記入してく  
ださい。

請求者の住所及びフリガ  
ナを都道府県名から町  
村番地までもれなく正確  
に記入し、郵便番号も必  
ず記入してください。

(※JAが記入します。)  
年金の振込を希望してい  
る金融機関共同コードを  
記入してください。

農地等を農業を営む法人  
等に出資して構成員  
になり、農業を営む者で  
なくなったことの届を提  
出した者は「1」に○印を  
付けてください

(1) 農業者年金被保険者証の記号番号	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
(2) 農業者老齢年金証書の記号番号	4 1 2 0 8 0 1 0 0 1 2 3
(3) (フリガナ) 氏名	ノネン イチロウ 農 年 一 郎
(4) 生年月日	2 3 2 0 8 2 5 (5) 性別 男 ① 女 2
(6) 住所	★ 住所の市区町村符号 (フリガナ) トウキョウト ミナトク ニシシンバシ 1-6-21 郵便番号 東京都 港区 西新橋 1-6-21
(7) 請求年月日 (JA受付年月日)	4 令和 年 月 日 (8) ① 65歳未満での支給繰上げの請求である。 ② 65歳以降のご自身が望む年齢での請求である。
(9) 年金の振込を希望する金融機関(注)	※ 金融機関共同コード 口座番号 (10) 口座番号等確認方法 (ご自身が通帳等の写しを添付しました) 金融機関担当者において確認しました
(11) × 基金記入欄	A 申告書表示 区分 0 配偶 0 扶養 0 B C D E F
(12) 農業を営む者でなくなったことの届を提出した。 (13) 農業を営む法人の常時従事者たる構成員でなくなった日	① 構成員であった ② 構成員でなかった 平成・令和 年 月 日 3 4 0 4 0 6 1 5

(13) 特例付加年金を請求をする場合は、必ず下欄「注意事項」をご確認のうえ、「確認書」に、ご自身でチェックしてください。

#### 特例付加年金の請求をする方への注意事項

- 特例付加年金の年金額は、**裁定請求書を最初にJAが受け付けた日の属する月の末日における年金原資の額をその時の年齢に応じた年金現価率で除した額となり、請求のあった日の属する月の翌月分から支給されます。**  
このため、請求日によって年金原資の額と年金現価率が異なり、年金額に差が生じることがあります(誕生日の前日から誕生日の末日まで(1日が誕生日の方は前月の末日)に請求を行えば、誕生日後の年齢に対応した年金額が1ヶ月分を低給となります)。また、**特例付加年金については、必ず一度年金を受け取ります。**
- 年金を将来にわたり確実に支払うために、裁定後は貴方の年金原資を全額債券運用とするなど運用方法を変更します。  
このため、一度裁定された年金については、どのような事情があっても裁定をやり直すことはできません。

#### 特例付加年金を請求する場合の確認書

私は、上記の「特例付加年金の請求をする方への注意事項」について承知のうえ、特例付加年金の支給を請求します。

(請求者ご自身で必ずチェック☑してください。)

(14) ★ 審査確認欄

この裁定請求書の記載及び確認内容は、事実と相違ないことを確認します。  また、請求者は、経営継承に必要な農地等及び特定農業用施設等を保有していないことを確認します(自留地を除く)。  令和4年9月1日	★ 諸名義関係チェック欄(該当に○印) 経営移譲管理カードより転記(一致)すること。		
	該当諸名義	変更済	変更予定 名義なし
	農業共済の加入名義	○	
	経営所得安定対策等 交付金の申請名義		○
	農業所得納税 申告名義		○

(★農業委員会が記入します。)

・「経営移譲管理カード」等により諸名義ごとのいずれか該当する欄に、必ず○印を記入してください。  
・同一名義に○印が重複しないようにしてください。

★ 農業委員会において、審査確認年月日を記入してください。

後継者への経営継承の場合は3つの諸名義チェック欄すべてに○印を付けてください。  
第三者への経営継承の場合は農業共済の加入名義及び経営所得安定対策等交付金の申請名義のチェック欄に○印を付けてください。  
名義を持たないものは、「名義なし」欄に○を付けてください。

特例付加年金の内容を理解したうえで、請求者ご自身で必ずチェックしてください。

下欄の農業委員会受付印の日以後の日としてください。

(15) 本人確認欄

特例付加年金を受給するための事前指導を受け、かつ特例付加年金の受給要件及び受給後の支給停止等の内容を理解した上で、上記のとおり請求します。

(請求者ご自身で必ずチェック☑してください。)

(7)欄の請求年月日と同じ日で受付印を押印してください。(ただし、1日が誕生日の方の裁定請求書を前月の末日がJAの休業日であるため翌月の最初の営業日に受付した場合は、余白に「JAの休業日につき、最初の営業日で受付」と付記してください。また、誕生日が月末日の方であって、月末日及び月末日の前日がJAの休業日の場合も同様の取扱とします。

受付したJAの農林漁業団体統一コードを記入してください。

JAの電話番号を記入してください。

※ JA記入欄	農林漁業団体統一コード				※ 受付印
	種別	都道府県	団体コード	支所コード	
	0	1 2	3 4 5	0 0 1	受付 第〇〇号 令和4年8月26日 港 農業協同組合
	TEL	-	-		
	特例付加年金を継続して受給するための手続き及び支給停止事由等の重要事項の説明				

(★農業委員会が記入します。)

農業委員会で受付印を押印してください。

受付した農業委員会の市区町村コードを記入してください。

農業委員会の電話番号を記入してください。

★ 農業委員会記入・確認欄	農業委員会の住所地符号				★ 受付印
	都道府県	市区町村コード			
	1 2	5 4 3			受付 第〇〇号 令和4年8月26日 港 農業協同組合
	TEL	-			
	特例付加年金を継続して受給するための手続き及び支給停止事由等の重要事項の説明				

× 基金記入欄	× 受付印
---------	-------

K22号とK11号(農業を営む者でなくなったことの届)を同時に提出する場合は、K22号のJA受付年月日が、必ずK11号の農業委員会受付年月日より後になるように注意してください。